

平成30年小布施町議会平成31年3月会議会議録

議事日程(第4号)

平成31年3月22日(金)午後2時30分開議

開議

議事日程の報告

- 日程第 1 総務産業常任委員長報告
- 日程第 2 議案第 87号 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 3 議案第 91号 小布施町水道の布設工事監督者の配置及び資格並びに水道技術管理者の資格に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 4 議案第100号 平成30年度小布施町一般会計補正予算について
- 日程第 5 議案第105号 平成30年度小布施町下水道事業特別会計補正予算について
- 日程第 6 議案第107号 長野市及び小布施町における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する連携協約の締結について
- 日程第 7 社会文教常任委員長報告
- 日程第 8 議案第 88号 小布施町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第 89号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第 90号 小布施町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第 92号 小布施町同和地区住宅新築資金等貸付事業特別会計条例を廃止する等の条例について
- 日程第12 議案第101号 平成30年度小布施町国民健康保険特別会計補正予算について
- 日程第13 議案第102号 平成30年度小布施町後期高齢者医療特別会計補正予算について
- 日程第14 議案第103号 平成30年度小布施町介護保険特別会計補正予算について
- 日程第15 議案第104号 平成30年度小布施町同和地区住宅新築資金等貸付事業特別会

計補正予算について

- 日程第16 議案第106号 権利の放棄について
- 日程第17 予算特別委員長報告
- 日程第18 議案第93号 平成31年度小布施町一般会計予算について
- 日程第19 発委第5号 議案第93号 平成31年度小布施町一般会計予算に対する付帯決議について
- 日程第20 議案第94号 平成31年度小布施町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第21 議案第95号 平成31年度小布施町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第22 議案第96号 平成31年度小布施町介護保険特別会計予算について
- 日程第23 議案第97号 平成31年度小布施町下水道事業特別会計予算について
- 日程第24 議案第98号 平成31年度小布施町農業集落排水事業特別会計予算について
- 日程第25 議案第99号 平成31年度小布施町水道事業会計予算について
- 日程第26 議会報告第11号 財政援助団体に対する監査の報告について
- 日程第27 議会報告第12号 出納検査の報告について
- 日程第28 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

出席議員（14名）

1番	中村雅代君	2番	福島浩洋君
3番	富岡信男君	4番	小西和実君
5番	川上健一君	6番	山岸裕始君
7番	小林茂君	8番	小林一広君
9番	小淵晃君	10番	渡辺建次君
11番	関谷明生君	12番	大島孝司君
13番	小林正子君	14番	関悦子君

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	市村良三君	副町長	久保田隆生君
教育長	中島聰君	総務課長	田中助一君
総務課長補佐	中條明則君	企画政策課長	西原周二君
健康福祉課長	林かおる君	健康福祉課長補佐	永井芳夫君
産業振興課長	竹内節夫君	産業振興課長補佐	富岡広記君
建設水道課長	畔上敏春君	教育次長	三輪茂君
監査委員	畔上洋君		

**事務局職員出席者**

議会事務局長	山崎博雄	書記	柘津貴子
--------	------	----	------

開議 午後 2時30分

◎開議の宣告

○議長（関 悦子君） ご苦労さまです。

議員総数14名中、ただいまの出席議員は14名です。定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

---

◎議事日程の報告

○議長（関 悦子君） 本日の日程は、お手元へ配付いたしました印刷物のとおりであります。

---

◎常任委員長報告（議案）

○議長（関 悦子君） これより直ちに日程に入ります。

日程第1、総務産業常任委員長報告を行います。

総務産業常任委員会に付託されました議案、日程第2、議案第87号から日程第6、議案第107号までを会議規則第37条の規定により一括議題とし、総務産業常任委員長の審査報告を求めます。

小林総務産業常任委員長。

〔総務産業常任委員長 小林一広君登壇〕

○総務産業常任委員長（小林一広君） 総務産業常任委員会審査報告。

総務産業常任委員会における審査の経過及び結果のご報告をいたします。

3月11日午前9時から公民館講堂において、委員7名中7名の出席と委員外議員多数の出席を得て、総務産業常任委員会を開きました。

会議に付した案件は、議案第87号 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について、議案第91号 小布施町水道の布設工事監督者の配置及び資格並びに水道技術管理者の資格に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、議案第100

号 平成30年度小布施町一般会計補正予算について、議案第105号 平成30年度小布施町下水道事業特別会計補正予算について、議案第107号 長野市及び小布施町における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する連携協約の締結についてであり、慎重に審査いたしました。

初めに、副町長、総務課長等の出席を求め、直ちに質疑を行いました。

議案第87号についての主な質疑として、一定の期間内に限り業務量が見込まれる職員等どのような職員を予定しているのか。現在の状況では、一定の期間内に当てはめる職種に保育士を当てはめるものではないと考えるが、保育士の計画的な採用はどのように考えているのか。職員の処遇に関することであり、職員間のモチベーションに影響する場合があるので、職員の理解を得ながら進めていただきたい。過去にイベント等にかかわった関係者を採用し、結果的に組織に生かされなかった例があった。任期付職員の採用はそのようなことがないようにしてもらいたい等の発言がありました。

議案第91号の質疑はありませんでした。

議案第100号についての質疑として、農地利用最適化交付金の内容と現在の農業委員へ、なぜ交付されるのか。高齢者タクシー交付金の内容、実績はどのようになっているのか。水路新設改良費の測量設計委託料の職員の実施により減額になっているが、予算計上はどのように考えていたのか。起業支援金の減額はどのような理由か。深井戸揚水管交換工事の内容と原因はどのような理由かとの発言がありました。

議案第105号の質疑はありませんでした。

議案第107号についての質疑として、連携中枢都市圏の職員採用に関しては、町の交流、移住・定住促進としてどのようにかかわっていくのかとの発言がありました。

以上が本委員会に付託された案件の審査内容であり、総務課長、企画政策課長等から詳細な答弁がありました。

慎重審査を期すため、3月18日に委員7名中7名の出席と委員外議員多数の出席を得て会議を開き、討議を行いました。議案第87号の発言については、一定の期間内に終了することが見込まれる業務としてイベント時の職員に拡大することは必要なく、保育士については職員の理解が十分に得られていないのではないかと意見がありました。討論を省略して採決の結果、議案第87号、議案第91号、議案第100号、議案第105号及び議案第107号は全員挙手で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、総務産業常任委員長報告といたします。

平成31年 3月22日、総務産業常任委員長、小林一広。

○議長（関 悦子君） 以上で総務産業常任委員長報告が終わりました。

---

◎常任委員長報告の一括質疑、討論、採決

○議長（関 悦子君） これより一括して質疑に入ります。

委員長報告に対し、質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（関 悦子君） 別に発言がありませんので、以上をもって質疑を終結いたします。

次に、議案第87号について討論に入ります。議案第87号に対して反対討論の通告がありましたので、発言を許可いたします。

6番、山岸裕始議員。

〔6番 山岸裕始君登壇〕

○6番（山岸裕始君） 議案第87号 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例についてを反対の立場で討論させていただきます。

まずは、本改正について説明させていただきます。

現状は、任期付職員の採用に関して、専門的な学識経験を有する者に限って行っています。改正後は、より多様で柔軟な任用、勤務形態を認めることにより行政サービスの充実を図るため専門的な業務ではないが一定の期間に限り必要となる業務のための採用制度を新たに設けるものです。

具体的には、イベント、大会、災害等一定の期間内に終了することが見込まれる業務にかかわる一般職員、また保育士の産休代替等における採用を想定しての改正と伺っています。

イベント等にかかわる方の採用については、現行制度の臨時職員、嘱託職員としての採用が望ましく、イベント等にかかわる職員が本当に必要なのか、毎年度議会で審議をして、しっかりと住民の意識が反映されるようにしていくべきだと考えます。

保育士の採用に関しては趣旨は賛成であります。しかしながら、委員会審議の中で、各園長には話したが職員にはまだ周知できていないという趣旨の答弁をいただきました。民間企業であれば、就業規則で定める労働条件の変更等をする場合、しっかりと従業員に周知して従業員の意見を聞くことが必須になります。

行政では議会の議決が必要ですが、こういった労働条件の変更を含む条例の改正の場合は、民間企業に倣い、職員の過半数を代表するものの意見を聞くためにしっかりと職員に周知し、理解していただいてからの変更が望ましいと感じています。

理解しないまま労働条件が変わり、自分より給料が高い短期間しかいない職員が新たに入ることによって既存の嘱託職員等の仕事に対するモチベーションが低下し、保育の質が下がることが懸念されます。

まずは議会に諮る前に職員の理解をしっかりと求めていただくことを望み、反対討論とさせていただきます。

○議長（関 悦子君） 以上で討論を終結いたします。

これより議案第87号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（関 悦子君） 挙手多数であります。

よって、議案第87号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第91号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第91号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔全員挙手〕

○議長（関 悦子君） 全員挙手であります。

議案第91号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第100号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第100号について採決をいたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔全員挙手〕

○議長（関 悦子君） 全員挙手であります。

よって、議案第100号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第105号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第105号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[全員挙手]

○議長（関 悦子君） 全員挙手であります。

よって、議案第105号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第107号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第107号について採決をいたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[全員挙手]

○議長（関 悦子君） 全員挙手であります。

よって、議案第107号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎常任委員長報告（議案）

○議長（関 悦子君） 日程第7、社会文教常任委員長報告を行います。

社会文教常任委員会に付託されました議案、日程第8、議案第88号から日程第16、議案第106号までを会議規則第37条の規定により一括議題とし、社会文教常任委員長の審査報告を求めます。

小西社会文教常任委員長。

[社会文教常任委員長 小西和実君登壇]

○社会文教常任委員長（小西和実君） 社会文教常任委員会における審査の経過及び結果のご報告をいたします。

3月12日午前9時から公民館講堂において、委員7名中7名の出席と委員外議員多数の出

席を得て、社会文教常任委員会を開きました。

会議に付した案件は、3月会議で付託された議案第88号 小布施町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、議案第89号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について、議案第90号 小布施町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、議案第92号 小布施町同和地区住宅新築資金等貸付事業特別会計条例を廃止する等の条例について、議案第101号 平成30年度小布施町国民健康保険特別会計補正予算について、議案第102号 平成30年度小布施町後期高齢者医療特別会計補正予算について、議案第103号 平成30年度小布施町介護保険特別会計補正予算について、議案第104号 平成30年度小布施町同和地区住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算について、議案第106号 権利の放棄についてであり、慎重に審査いたしました。

初めに、副町長、教育長等の出席を求め、直ちに質疑を行いました。

議案第88号についての質疑として、専門職大学の前期課程の修了者とは具体的にどのような内容なのかとの発言がありました。

議案第89号についての質疑として、月賦償還の内容について伺いたいとの発言がありました。

議案第90号についての質疑として、新税率における介護分、支援分の引き上げ理由について伺いたい。県下一高い保険税ということで、基金の取り崩しを財源に税率を引き下げるといふことだが、新税率は何年くらい継続していく考えか。県の標準税率は参考であり、市町村独自で税率が決定できるのか。資産割を廃止し3方式を導入するといふことだが、均等割の18歳以下の児童については廃止することはできないのか。均等割についての軽減についてどのように考えたのか等の発言がありました。

議案第92号、議案第104号及び議案第106号については、関連議案として一括審議を行いました。

質疑として、権利放棄について貸付の経緯及び内容について伺いたい。貸付時の担保、競売の経緯と配当はなかったのか。現在、相手方は町の工事を請け負っているのか。債権の放棄については、どのような規則の根拠で行うのか。債権の放棄について、町民の皆さんへはどのように説明を行うのか。現在、建設業者として工事を請け負っているが、工事代金から債権の回収はできないのか。会社の代表者が債権の相手方であるなら、町事業を請け負ったときに支払わせるべきではないか等の発言がありました。

議案第101号の質疑はありませんでした。

議案第102号の質疑はありませんでした。

議案第103号についての質疑として、保険者機能強化推進交付金の内容について伺いたいとの発言がありました。

以上が本委員会に付託された案件の審査内容であり、教育次長等から詳細な答弁がありました。

慎重審査を期すために3月18日に委員7名中7名の出席と委員外議員多数の出席を得て会議を開き、討議を行いました。議案第106号の発言については、監査委員からも指摘されており、支払い能力がない状況で長期滞納が続いている。工事請負代金からの徴収はできなく、いたし方ない状況と判断する。町の事業を会社が請け負っている状況であることから、町への支払い義務はあるのではないかと。工事請負費から払う根拠が明確でない。今まで滞納整理の努力をしてきた。今回の議案で整理を行う。相続により支払い義務を継続させるべきであるとの意見がありました。

討論を省略して採決の結果、議案第88号、議案第89号、議案第90号、議案第92号、議案第101号及び議案第104号は全員挙手で、議案第102号、議案第103号及び議案第106号は挙手多数で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、社会文教常任委員長報告といたします。

平成31年3月22日、社会文教常任委員長、小西和実。

○議長（関 悦子君） 以上で社会文教常任委員長報告が終わりました。

---

#### ◎常任委員長報告の一括質疑、討論、採決

○議長（関 悦子君） これより一括して質疑に入ります。

委員長報告に対し、質疑はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（関 悦子君） 別に発言がありませんので、以上をもって質疑を終結いたします。

次に、議案第88号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第88号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[全員挙手]

○議長（関 悦子君） 全員挙手であります。

よって、議案第88号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第89号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第89号について採決をいたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[全員挙手]

○議長（関 悦子君） 全員挙手であります。

よって、議案第89号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第90号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第90号について採決をいたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[全員挙手]

○議長（関 悦子君） 全員挙手であります。

よって、議案第90号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第92号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第92号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[全員挙手]

○議長（関 悦子君） 全員挙手であります。

よって、議案第92号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第101号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論

はないものと認めます。

これより議案第101号について採決をいたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[全員挙手]

○議長（関 悦子君） 全員挙手であります。

よって、議案第101号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第102号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第102号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手多数]

○議長（関 悦子君） 挙手多数であります。

よって、議案第102号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第103号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第103号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手多数]

○議長（関 悦子君） 挙手多数であります。

よって、議案第103号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第104号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第104号について採決をいたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[全員挙手]

○議長（関 悦子君） 全員挙手であります。

よって、議案第104号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第106号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第106号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手多数]

○議長（関 悦子君） 挙手多数であります。

よって、議案第106号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎予算特別委員長報告（議案）

○議長（関 悦子君） 日程第17、予算特別委員長報告を行います。

予算特別委員会に付託されました議案、日程第18、議案第93号から日程第25、議案第99号までを会議規則第37条の規定により一括議題とし、予算特別委員長の審査報告を求めます。

川上予算特別委員長。

[予算特別委員長 川上健一君登壇]

○予算特別委員長（川上健一君） 予算特別委員会審査報告。

予算特別委員会における審査の経過及び結果の報告をいたします。

本日午後1時30分から議会会議室において、委員13名中13名の出席を得て予算特別委員会を開きました。

会議に付した案件は、3月会議で付託された議案第93号 平成31年度小布施町一般会計予算について、議案第94号 平成31年度小布施町国民健康保険特別会計予算について、議案第95号 平成31年度小布施町後期高齢者医療特別会計予算について、議案第96号 平成31年度小布施町介護保険特別会計予算について、議案第97号 平成31年度小布施町下水道事業特別会計予算について、議案第98号 平成31年度小布施町農業集落排水事業特別会計予算について、議案第99号 平成31年度小布施町水道事業会計予算についてであります。

平成31年度一般会計及び特別会計予算については、予算特別委員会に2つの分科会を設置し、議案第93号については第1及び第2分科会それぞれに分担し、議案第94号、第95号及び

第96号は第2分科会に、議案第97号、第98号及び第99号は第1分科会に分担し審査を行いました。

本日の予算特別委員会において、各分科会長から審査の経過と結果の報告を求め、付託された案件を審査いたしました。これらをまとめたものを報告させていただきます。

議案第93号について質疑の主なものは、町民税個人分の増額の理由について伺いたい。

普通交付税の内訳と特別交付税の減額理由について伺いたい。

公共施設貸屋根料の算出根拠について伺いたい。

ふるさと応援基金が庁舎の修繕に充当していることはいかなるものとする。充当した基準の考え方について伺いたい。

同報無線戸別受信機購入の内容と今後のデジタル化の対応について伺いたい。

町長の発言の中で、アナログ化を継続できるよう国に要望するとしていたが、その後どのようになっているのか。また、デジタル化の推進とは食い違いが生じるが今後どのように進めていくのか。

地方創生推進事業費の土地購入については、町が直接用地購入を行えば土地開発公社業務委託料を計上する必要はないのではないか。委託業務は慎重に対応してほしい。

保健センター改修工事に伴い、保健センターの今後の活用はどのように考えているのか。

ふるさと納税の寄附の状況を町民へタイムリーにお知らせができないのか。

地域おこし協力隊の報酬と活動はどのようになっているのか。町民への活動報告については充実を図っていただきたい。

事業創造プログラム実施委託料の増額について伺いたい。

保健センターの今後の活用として、子ども・子育て交付金を活用し担当課との連携を図り、子育て支援の関連事業を進めていく考えはないか。

地域商社機能強化委託料の内容と今後どのようにしていくのか。

情報発信計画策定委託料の内容と「LINE」はいつごろから利用するのか。

起業家誘致事業費サテライトオフィス誘致の状況について伺いたい。

新規事業構想活動支援金は、若者会議等の構想が確定していない状況の中でなぜ予算計上をしたのか。

統計調査費に関して国の問題で調査員の負担がふえることが懸念されるが、どのように対応するのか。

農地利用最適化推進委員交付金は平成31年度も補正額を含めた額は見込めるのか。また、

当初予算になぜ成果実績部分は見込めないのか。

風向風速計購入の内容及び風速計のデータをどのように把握し活用するのか。

新宿高野とのコラボによる事業はどのような効果があったのか。事業の効果検証は大切であり、今後どのように進めていくのか。

ブランド戦略委託料企業連携事業のブルムリーの廃棄費用の内容及びチェリーキスの単価の見直しはどのように考えているのか。

土地改良区管理の用水路の修繕はどのように考えているのか。

フラワーセンターでの宿泊はどのような状態なのか。

軽井沢マルシェ関係予算は31年度予算に計上されていないが、どのようになったのか。

フラワーセンター管理費は独立採算が基本と考える中で、一般財源が充当されているがその要因について伺いたい。

都住駅トイレ改修調査・設計委託料の予算計上の経緯について伺いたい。今後の取り組みや維持管理等についてはどのようになるのか。また、電鉄内のトイレに町で設計提案をする必要があるのか。

町道舗装修繕工事で自治会の要望はどのようになっているのか。

高齢者の交通災害共済の公費負担は今後も継続していくのか。

民生児童委員の増員の理由について伺いたい。

多機関協働包括的支援体制事業で、保健センターでいろいろな相談事業を実施する予定だが、パーティション等だけではプライバシー保護は守られないのではないのか。

児童虐待の取り組みとして、地域の中で目を配らせることが必要だが、体制整備はどのように考えているのか。

高齢者等タクシー利用給付金に関しては、地域公共交通と一緒に検討していくことが必要だが、どのように考えているのか。

放課後等デイサービスの実施場所、人数等について伺いたい。また、将来的に町内で実施することはできないのか。

地域交通関連計画でのヒアリングは外出が困難な方の意見は聞いているのか。

産婦人科が少なくなっている状況で産後ケア宿泊型の受け入れ先は難しいと思うが、どのように進めているのか。

風疹対策事業費における予防接種の経過と効果について伺いたい。また、対象者は町内居住者を対象にしているのか。

乳幼児のフッ素予防についてはどのように考えているのか。

健康と交流事業費の内容はパワーウオーキングを含めての事業なのか。

小布施スタディの実施状況はどのようになっているのか。

産後ケア事業費は須高以外の病院の利用と里帰りの方は対象になるのか。

子育て支援教育推進事業費の内訳とドリル帳、夏休み帳を公費で負担する考えはないのか。

部活動指導員賃金の人数、部活動の種目等の内容と県の教育委員会の指針に関する対応はどのようにしていくのか。また、指導者の適切なアドバイスを受けられるようにしていただきたい。

小学校の児童用図書については、児童の要望等をどのように受け入れているのか。

図書館費の図書購入は町民の皆さんの希望をどのように取り入れ図書選定しているのか。

図書館長は特定任期付職員ではなくなっているが、今後の図書館運営はどのように考えているのか。

おぶせミュージアム費の入館料の算出根拠について伺いたい。入館料については決算に差異が生じているが今後の入館者の見込みについて伺いたい。

スラックラインワールドカップ負担金の増額の理由について伺いたい。また、県補助金元気づくり支援金が不採択の場合は、町が負担することがないようにしていただきたい。

スラックラインワールドカップ運営経費の半分を町と県で負担をしているが、主催者側の自主運営を基本とするべきで、今後、負担金はどのように考えているのか。また、町民に理解が得られ、説明ができるようにしていただきたい。

競歩の公認コースについては、平成29年度の一般質問後の経過についてはどのように進めてきたのか。予算議会前に報道されるのはいかがなものか。

一般道の公認コースの設定はふだんから練習ができるコースを検討しなければならないのではないか。現実的には交差点により支障が生じてしまうのではないかと。

すぐに公認コースをつくる必要があるのか。オリンピックが終了した途端にコースの意味づけがなくなってしまうのではないかと。

おぶせミュージアムの土地借り上げ料の見直しはどのように考えたのか。また、予算全体の中で借り上げ料の引き下げは何か所で、交渉は何か所ぐらいなのか。

キャラクター事業推進事業費について所管がえをした経緯について伺いたい。

他市町村でのゆるキャラの出演はどのような効果があるのか。

ツイッターの中でキャラクターが涙を流している姿はどのように考えているのか。町のイ

メージダウンにつながるのではないか。

キャラクターによるPRは大切なことであり、子供たちの情緒教育にも利用できるようにしていただきたい。

事業の所管がえは個人により行うのではなく、組織に業務を当てはめて事業を行うことが基本である。汚職の懸念も考えられるので個人に頼るのではなく、組織により適正な業務配置を行っていただきたい等の発言がありました。

議案第94号についての質疑は、保険給付費の減額の理由について伺いたい。

平成31年度の特設健診の受診率目標は55%を目指すということによいか。そのためにどのような施策を推進するのか等の発言がありました。

議案第95号についての質疑はありませんでした。

議案第96号についての質疑は、社会保障充実分での人件費増額の理由について伺いたい等の発言がありました。

議案第97号、議案第98号及び議案第99号についての質疑はありませんでした。

以上が本委員会に付託された議案の質疑内容であり、副町長、総務課長、教育次長等から詳細な答弁がありました。

慎重審査を期すために討議を行い、討論を省略して採決の結果、議案第93号、議案第94号、議案第95号及び議案第96号は挙手多数、議案第97号、議案第98号及び議案第99号は全員挙手で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

また、議案第93号に対する附帯決議を提出することに決定いたしました。

以上、予算特別委員長報告といたします。

平成31年3月22日、予算特別委員長、川上健一。

○議長（関 悦子君） 以上で予算特別委員長報告が終わりました。

---

#### ◎予算特別委員長報告の一括質疑、討論、採決

○議長（関 悦子君） これより一括して質疑に入ります。

委員長報告に対し、質疑はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（関 悦子君） 別に発言がありませんので、以上をもって質疑を終結いたします。

次に、議案第93号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第93号について採決をいたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手多数]

○議長（関 悦子君） 挙手多数であります。

よって、議案第93号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎発委第5号の上程、説明、採決

○議長（関 悦子君） 日程第19、発委第5号 議案第93号に対する付帯決議についてを議題といたします。

予算特別委員長から提案理由の説明を求めます。

川上予算特別委員長。

[予算特別委員長 川上健一君登壇]

○予算特別委員長（川上健一君） 議案第93号 平成31年度小布施町一般会計予算に対する付帯決議について。

上記議案を、小布施町議会会議規則第14条第3項の規定により、別紙のとおり提出します。

提案理由、平成31年度小布施町一般会計予算の執行に当たり、慎重な対応を求めるため。

議案第93号 平成31年度小布施町一般会計予算に対する付帯決議。

平成31年度小布施町一般会計予算の執行に当たり、下記の事項について対応することを強く求める。

#### 記

(1) 日本陸上競技連盟の競歩公認コースの選定においては、将来的な展望に立ち関係機関の調整と町民の皆さんの理解を得られるようにし、有効に活用していただきたい。

(2) 地域商社機能強化委託料は、国庫補助が終了後にもふるさと応援基金の繰入金により予算が計上されていることから委託料の継続は行わないで、平成31年度中に成果を出し、地域商社の機能を図られるようにしていただきたい。

(3) 若者会議においては、今までの総括を行い、成果等についての報告を町民の皆さんへお知らせ願いたい。

(4) 風向風速計の設置については、強風時におけるデータの比較を通年に行い、用途を広げ活用できるようにしていただきたい。

(5) ふるさと応援基金に関しては、目的を明確に寄附者の意向に沿った使い道を前提に、将来を見据えた考えを持ち、繰り入れを行うようにしていただきたい。

(6) スラックラインワールドカップ負担金などへの高額な負担金補助及び交付金については、その事業内容及び財源内訳を十分に精査するとともに主催団体の自主財源拡充を促し、団体育成を図っていただきたい。

以上、決議する。

平成31年3月22日、小布施町議会。

○議長（関 悦子君） 以上で、発委第5号の説明が終わりました。

お諮りいたします。本案は質疑、討論を省略して、直ちに採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（関 悦子君） ご異議ないものと認めます。

よって、質疑、討論を省略しまして、直ちに採決に入ります。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔全員挙手〕

○議長（関 悦子君） 全員挙手であります。

よって、発委第5号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第94号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第94号について採決をいたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（関 悦子君） 挙手多数であります。

よって、議案第94号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第95号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論は

ないものと認めます。

これより議案第95号について採決をいたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手多数]

○議長（関 悦子君） 挙手多数であります。

よって、議案第95号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第96号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第96号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手多数]

○議長（関 悦子君） 挙手多数であります。

よって、議案第96号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第97号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第97号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[全員挙手]

○議長（関 悦子君） 全員挙手であります。

よって、議案第97号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第98号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第98号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[全員挙手]

○議長（関 悦子君） 全員挙手であります。

よって、議案第98号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第99号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第99号について採決をいたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[全員挙手]

○議長（関 悦子君） 全員挙手であります。

よって、議案第99号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎財政援助団体に対する監査の報告

○議長（関 悦子君） 日程第26、議会報告第11号 財政援助団体に対する監査の報告を行います。

事務局職員が朗読します。

[事務局長朗読]

○議長（関 悦子君） 以上で朗読が終わりました。

続いて、監査委員から報告を求めます。

畔上監査委員。

[監査委員 畔上 洋君登壇]

○監査委員（畔上 洋君） それでは、私のほうから財政援助団体の監査報告をいたします。

第1としまして、監査の概要でございます。

基本方針は財政援助団体の監査に当たっては、公金の適正な支出を担保することを目的とし、出納、その他の事務が適正かつ効率的に行われているか、財政援助の目的に沿った事業運営が適切に行われているかについて監査いたしました。

監査の実施団体ですが、社会福祉法人小布施町社会福祉協議会でございます。

3番目として監査の範囲ですが、平成29年度及び平成30年度の財政援助団体の出納、その他の事務でございます。

4番目として監査の視点ですが、3点ありますが、（1）として、財政援助団体等監査に

ついて、町から支出された公金が財政援助団体を通じて、所期の目的どおり適正に執行、運用されているかを中心に、次の観点に基づいて実施しました。

アとして、補助金等の財政援助の目的、内容が公益上の必要性から見て妥当か。

イとして、財政援助団体の運営は適切に行われているか。

ウとして、補助対象事業は計画的かつ効率的に執行されているか。

エとして、会計経理の方法は適正か。

(2) 番目として、福祉基金の管理状況についてですが、福祉基金の管理状況及び福祉基金運営事業について監査いたしました。

(3) 番目としては、公の施設の指定管理施設についてということで、管理業務の実施状況及び利用状況、管理経費の収支状況についてでございます。

5番目として監査の方法ですが、それぞれの資料に基づきまして補助金の事務処理が適正に行われているかを帳簿等と照合、確認するほか財政援助団体及び担当課への事情聴取により監査を実施しました。

監査の実施日ですが、平成31年2月6日でございます。

第2としまして、監査の結果です。

最初に、1番、財政援助団体等監査の結果です。

町から交付している補助金及び委託料の会計事務については、地域福祉事業拠点区分資金収支計算書に基づき社会福祉協議会から説明を受けたところであるが、平成29年度の決算状況によると、町補助金収益として1,500万何がしです。省略しますが、町受託金収入として約1,890万ほどとなっております。

事業活動サービス区分ごとの補助金と委託金の合計額は、次のとおりであって適正に使用されていたということで、お手元の表のとおりでございます。

また、各種事業の執行については、町からの補助・委託を受けて所期の目的に沿って執行されていた。引き続き住民福祉のために尽力いただきたいということでもあります。

ちょっとここで補足になりますが、お手元の表にそれぞれ合計額が、例えば最初の地域支援事業においては1,115万1,347円となっております。この当初予算は1,161万6,000円というような数字でございまして、切れのいい数字なんですけど、例年このようにきめ細かく事業活動サービスごとに決算が組まれているわけですけども、全体の予算としてこれらの予算は3,640万ほどありまして、執行された金額が3,430万ほど、このようにきめ細かく決算を組む必要があるか、非常に事務の煩雑化とかまた効率性も考えまして、このような決算書じゃな

くてもうちちょっと補助金はあくまでも予算を組まれた金額でもいいんじゃないかなというふうに私どもは考えました。

続きまして、2番目の福祉基金の管理についてです。

(1)として、基金の預金預け入れ先等について問題は認められず、残高も突合しました。

(2)番目として、基金についてですが、これにつきましては福祉基金活用検討懇話会等を通じて取り崩しの議論がなされ、その額が今後毎年1,000万円程度と試算されております。この議論1,000万ずつの取り崩しという考え方を尊重しながらも単純に考えますと、現在の基金残高が約4億ありますが、これをそのまま1,000万円ずつ毎年消化していくと40年後にただなくなってしまうというイメージにつながるんじゃないかなと思います。

当初、低金利で運営していくという考えもあったようですが、いつまでも低金利を問題視することではなく、相当額を一旦町で活用することも1つの案ではないかと私は考えます。そんなことを申し上げておきたいと思っております。

なお、基金残高4億のほかには事業応援積立金が別途6,800万ほどございました。

次に、3番目として、公の施設の指定管理についてです。

現在、小布施町生活支援ハウスと小布施町デイサービスセンターが指定管理として受託されております。いずれも経理区分ごとに管理されており、関係書類も整っており、各段の問題は見受けられなかった。引き続き適正に管理運営されることを望むということです。

ちなみにですが、小布施町生活支援ハウスは28年8月から指定管理になったわけですが、どうも内容的には若干毎年500万ほどのマイナスが生じているというようなお話がございました。

4番目です。その他についてですが、(1)として、社会福祉協議会全体の運営についてですが、企画・運営は非常に積極的に取り組んでおり、その成果は高い評価に値するところであるが、この数年人事異動もなく将来も現員を持って運営するとなれば、やはり惰性ということが考えられます。この辺の排除をする見地からもひとつ考えていただきたいというふうに思いました。

次に、イとして、平成29年度決算で事業活動支出のうち人件費割合が75%を占めており、今後、働き方改革が実施されることに伴い、さらに増加することが予想される。現場では人手不足が懸念されており課題が残っております。

次、ウですが暮らしの資金貸付金についてです。平成30年3月末においては28万6,600円の残高がありました。そのうち回収不能と認められるものが4件、22万2,800円認められま

した。これも町健康福祉課がかかわっての貸し付けの要請は、当初はやはり窓口が健康福祉課のほうに来られるケースが多いようですが、この辺のところも相互の連携がしっかりしていないとこのような回収不能が発生してってしまうんじゃないかなという懸念を指摘しておきたいということでございます。

以上、全体を通しまして関係帳簿及び証書通帳は適正に管理されており、おおむね良好と認められました。引き続き、町民のための社会福祉の増進に尽力され進めていただきたいということでございます。

平成31年3月22日、小布施町監査委員、畔上 洋、小布施町監査委員、大島孝司。

以上でございます。

○議長（関 悦子君） 以上で監査委員からの報告が終わりました。

これをもって、財政援助団体に対する監査の報告を終わります。

---

### ◎出納検査の報告

○議長（関 悦子君） 日程第27、議会報告第12号 出納検査の報告を行います。

事務局職員が朗読をします。

〔事務局長朗読〕

○議長（関 悦子君） 以上で朗読が終わりました。

続いて、監査委員から報告を求めます。

畔上監査委員。

〔監査委員 畔上 洋君登壇〕

○監査委員（畔上 洋君） 例月出納検査の結果に関して報告を申し上げます。

1 番目として、検査の概要です。

(1) 検査の対象は、平成30年11月分、平成30年12月分及び平成31年1月分の、次に記載の一般会計、国民健康保険特別会計等各会計、それから基金等に係る現金、預貯金等の出納の保管状況でございます。

(2) として、検査の実施日ですが、平成30年12月25日、平成31年1月25日、平成31年2月27日に行いました。

(3) として、実施した検査手続ですが、検査の対象となった現金等の出納について、会

計管理者から提出されました資料と各金融機関の預貯金及び関係帳簿、証拠書類等との照合その他通常実施すべき検査を行いました。

2、検査の結果です。

平成30年11月30日現在、平成30年12月28日現在及び平成31年1月31日現在における現金、預貯金及び会計管理者から提出された収支計算書その他の資料に記載されたこれらの金額は、いずれも関係帳簿等の記載金額と一致し、計数上の誤りはないものと認められました。

なお、各会計別の現金の出納状況及び基金明細はお手元の別表のとおりでございます。

平成31年3月22日、小布施町監査委員、畔上 洋、小布施町監査委員、大島孝司。

以上でございます。

○議長（関 悦子君） 以上で監査委員からの報告が終わりました。

これをもって、出納検査の報告を終わります。

---

#### ◎諮問第2号の上程、説明、採決

○議長（関 悦子君） 日程第28、諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

市村町長。

〔提案理由説明〕

○議長（関 悦子君） 以上で説明が終わりました。

本案は人事案件でありますので、質疑、討論を省略しまして、直ちに採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（関 悦子君） ご異議ないものと認めます。

よって、質疑、討論を省略して、直ちに採決に入ります。

本案に対する議会の意見として、これを適任とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔全員起立〕

○議長（関 悦子君） 全員起立であります。

よって、諮問第2号に対する意見は、これを適任とすることに決定をいたしました。

---

◎散会の議決

○議長（関 悦子君） 以上で本会議に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

平成31年3月会議を閉じ、平成30年小布施町議会を散会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（関 悦子君） ご異議ないものと認めます。

よって、平成31年3月会議を閉じ、平成30年小布施町議会を散会することに決定いたしました。

---

◎町長挨拶

○議長（関 悦子君） ここで町長から挨拶があります。

市村町長。

〔町長 市村良三君登壇〕

○町長（市村良三君） 一言ご挨拶を申し上げます。

小布施町議会3月会議に上程させていただきました議案につきまして、慎重にご審議を賜り、いずれも原案のとおり議決をいただきましたことに、厚く御礼を申し上げます。

また、本日提出させていただきました人権擁護委員の人事案件の同意につきましても、原案のとおり議決をいただきましたことに重ねて御礼を申し上げます。

今後の事業予定について少し申し上げます。

今月は自殺対策強化月間であります。

先日11日には中学3年生を対象に、「SOSの出し方教室」を開催し、中学校を卒業しても悩み事があれば相談を受ける体制を町では整えていることを知っていただきました。

また、一昨日の20日には信州大学の茅野准教授をお迎えし、心の健康づくり講演会を開催し、保護者や町民の皆さんに、お子さんの悲しみへの理解と親の対応についてお話をいただきました。

新年度においても、今議会にてお認めいただきました多機関協働包括的支援推進事業を中心として、命を守るネットワークの構築に努めるとともに、相談支援を強化してまいります。新たな情報発信について申し上げます。

今年度、町では情報発信のあり方について庁舎内でプロジェクトを立ち上げ、新しい情報発信のあり方について検討してまいりました。町民の皆さんへのアンケート調査などにもより、ご意見を伺ってもまいりました。いただいたご意見やアンケートでは携帯電話やスマートフォン、また、タブレットでソーシャル・ネットワーキング・サービスを、いわゆるSNSを使った方法で町の情報を知りたいというご要望が多くございました。

そこで、SNSの中でご要望や普及率の高いLINEを使った情報発信を3月20日から開始をいたしました。2週間に1回程度の情報発信を予定しており、町の紹介するイベント情報の発信や緊急時の災害情報などにも活用してまいります。

今後も引き続き、これまでのメディアも磨きながらより一層、情報発信の研究・実践化に努めてまいります。

4月1日には、つすみ保育園とわかば保育園の入園式を行い、翌日には認定こども園栗ガ丘幼稚園の入園式を、4日には栗ガ丘小学校と小布施中学校でそれぞれ入学式を行い、平成31年度がスタートいたします。

認定こども園や保育園、エンゼルランドセンター、小学校・中学校が連携してお子さん一人お一人が健やかに成長できるよう取り組んでまいります。

ことしの桜は平年より早く咲く所が多くなりそうですが、かなり早かった昨年よりは遅くなる見込みと予想がされております。桜堤の見ごろは春の連休より早くなると思われま

す。開花状況は4月上旬から町のホームページ等でお知らせをしてまいります。

また、ことしは桜の満開時期の土日に総合公園・松村駐車場・小布施橋手前を巡回するバスの運行を予定しております。

なお、4月29日（昭和の日）には、千曲川ふれあい公園花祭りが行われる予定で、ことしも総合公園駐車場と会場を結ぶシャトルバスを運行しますので、大勢の皆さんにご利用いただきたいと思っておりますのでございます。

公益財団法人日本花の会さんより八重桜の苗木をいただけることになりました。今後、岩松院公園などへの植樹を予定しております。苗木には若干の余裕がございますので、自治会所有の土地等への植樹も可能であります。ご希望がございましたらご連絡をいただきたいと思います。

4月上旬より、駅前に「花のおもてなしコーナー」を設置いたします。駅をご利用になる皆さんを花でお迎えすることで、心地よい空間を提供することを目的に、オープンガーデンオーナーの皆さんにもご協力をいただき、プランターなどにより花飾りを行うものでございます。

4月13日には、おぶせフラワーセンターで、駅前中心部を彩るフラワーハンギングバスケットの制作講習会を行います。こちらも大勢の皆さんのご協力をお願い申し上げます。

本年で2年目を迎えます春のオープンガーデン花巡りを5月4日と5日の2日間にわたり開催いたします。11軒のお庭を無料シャトルバスで巡回し、オーナーの皆さんと花を介した交流を深めていただくものであり、大勢の皆さんの参加をお待ちしております。

4月14日には石川県輪島市で開催される第103回日本陸上競技選手権大会、50キロ競歩兼ドーハ2019世界陸上競技選手権大会男子50キロメートル競歩、日本選手選考競技会に荒井広宙選手が出場いたします。来年の東京オリンピック出場に向けての第一歩となります。まずは、ドーハで開催される世界陸上への出場資格獲得を心からご期待を申し上げます。

例年5月3日に開催しております高井鴻山先生の生誕祭につきましては、本年は10連休の最中ということ配慮いたしまして、春の企画展「鴻山と花鳥・山水」の初日になります4月19日に開催する予定であります。議員各位にも生誕祭や企画展に足をお運びいただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

本会議並びに委員会において、議員各位から賜りましたご意見、ご要望、そして先ほどの31年度予算案への附帯決議につきまして、しっかり受けとめさせていただきまして、今後の町政の執行に遺憾なきよう努めてまいり所存でございます。

議員各位におかれましては、4年の任期が4月に満了となります。町政において、まさしく車の両輪のごとく、ともに小布施町の発展のためにお尽くしいただきましたことに心から敬意を申し上げますとともに、心より感謝を申し上げます。まことにありがとうございました。

今後ともご健康にご留意くださり、ご健勝でご活躍いただきますとともに、小布施町議会のますますのご発展をご祈念を申し上げ、挨拶とさせていただきます。本議会まことにありがとうございました。

○議長（関 悦子君） 以上で町長の挨拶が終わりました。

---

◎散会の宣告

○議長（関 悦子君） これにて平成31年3月会議を閉じ、散会いたします。  
ありがとうございました。

散会 午後 3時37分